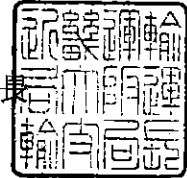


大運監第274号
令和元年11月27日

荷主団体及び荷主企業代表 殿

近畿運輸局大阪運輸支局長



過積載運行撲滅へのご協力お願い

謹啓、荷主団体及び各荷主企業の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から国土交通行政に対して、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、トラック運送事業は国民生活に密着した生活関連貨物から産業活動に関わる貨物まで幅広い輸送を担い、我が国の産業、経済の発展や国民生活に必要不可欠な事業として大きく貢献しているところであります。

また、物流の担い手として安全や環境面において、より一層の取組みを行う等、交通事故の防止、排気ガスや騒音等の交通公害の防止などに懸命の努力を継続して頂いているところです。

一方、悪質な違反を原因とする交通事故が後を絶たず、輸送の安全の確保を阻害していることから、トラック運送業界におきましても交通事故防止と安全対策の強化が大きな課題となっています。

特に重大事故にも繋がる過積載運行につきましては、トラック運送事業者に対してあらゆる機会を通じて指導・啓発を行うとともに、荷主の皆様方にもかねてよりご協力をいただき、その撲滅に取り組んでいるところですが、依然として過積載による運送は後を絶たないのが実情であり、交通事故削減に向け関係者皆様のご理解・ご協力が必要不可欠となっております。

皆様もご承知のとおり過積載運行は、車両に過大な負担をかけホイールボルトの折損や車輪の脱落にも繋がる要因の一つとも言われており、特に制動力や操舵能力の低下から交通事故を起こす危険性が極めて高く、車両コストの増大及び燃費の低下、大気汚染による生活環境の悪化はさることながら、一度事故を惹起すると死傷者を伴う重大事故につながりかねません。

過積載運行の禁止は、トラック運送事業者の基本的遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、事業者自らが法令を遵守する自覚が第一であります。過積載運行の撲滅を図るためには、荷主の皆様方のさらなるご理解とご協力が不可欠であります。

つきましては、荷主団体及び各荷主企業の皆様におかれましても、従前にもまして過積載運行の撲滅にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白



荷主及び荷主団体 各位

過積載防止対策懇談会

「過積載運行撲滅へのご協力お願い」

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は、国内貨物輸送の大半を占め、我が国の産業、経済の発展や国民生活に必要不可欠な事業として大きく貢献しているところです。

トラック運送業界も安全や環境面でより一層の取り組みを行い、努力を継続しているところでもあります。

一方、悪質な違反を原因とする交通事故がいまだに後を絶たず、「安全・安心」確保に対する取組の強化がますます必要であります。トラック運送業界におきましても交通事故の防止と実効性のある安全対策の強化が大きな課題となっております。

とりわけ過積載運行は、車両に過大な負担をかけホイールボルトの折損や車輪の脱落にも繋がる要因とも言われており、制動力や操舵能力の低下から交通事故を起こす危険性が極めて高く、一度事故を惹起すると重大な事故となり、事故惹起事業者だけではなく、被害者をはじめとして発注者である荷主にも大きな影響を及ぼすことは明らかなです。

過積載運行は、道路交通法等でも禁止されており、過積載となることを知りながら運送依頼をすると荷主の皆様にも刑事責任が科せられます。

さらに、貨物自動車運送事業法により、荷主の依頼で「過積載運行」が行われた場合は国土交通省が、当該荷主に対して違反行為の再発防止を図るための「荷主勧告」を行い、併せて過積載運行を行った運送事業者に対しては、「事業用自動車の使用停止」を行うほか、過積載運行を下命・容認をした場合には「7日間の事業停止」、さらに、繰り返して違反を行う事業者には「事業許可の取消」などの厳しい処分を行うこととしています。

また、重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は多大であり、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっていることから、国土交通省において違反車両の取締りや違反者への指導等の強化を進めていく方針となっています。

過積載運行の撲滅のためには、運送事業者のみならず、荷主の皆様方におかれましても法令遵守に対する意識を醸成して頂くことが重要であります。

このため、私ども過積載防止対策懇談会では、荷主団体並びに各荷主の皆様に対しまして、過積載運行撲滅へのご理解、ご協力をお願いするものです。

別添のリーフレット「過積載撲滅にご協力を！」を活用いただき、今後とも事故発生の防止とトラック運送事業の健全な発展のためご理解・ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

過積載防止対策懇談会構成団体（順不同）

近畿経済産業局・大阪労働局・近畿地方整備局・近畿運輸局・大阪府・大阪市・大阪府警察本部・西日本高速道路㈱・阪神高速道路㈱・(一社)大阪府トラック協会・大阪交通運輸産業労働組合協議会（全日本運輸産業労働組合大阪府連合会、全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部トラック部会、日本郵政グループ（J P 労組）近畿郵便輸送支部、日本自動車運転士労働組合大阪支部、新運輸関西職別労供労働組合、全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部）・全日本港湾労働組合関西地方本部・大阪交通運輸労働組合共闘会議（全日本建設交運一般労働組合大阪府本部）